

仕様書

1 契約件名

相談支援システム賃貸借（障害者総合支援センター）

2 設置場所

埼玉県草加市栄町二丁目1番32号 ストック草加弐番館1階

- (1) 東部障がい者就業・生活支援センターみらい
- (2) 草加市基幹相談支援センター

3 納品期限

令和6年3月31日まで

4 賃貸借期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 数量

ソフトおよびサーバーシステム 一式

- (1) 相談支援システムりぼん
- (2) 相談記録システムりぼん保守料
- (3) 相談記録システムひまわり
- (4) 相談記録システムひまわり保守料
- (5) Kyoheiホスティングサーバーシステム

6 その他

各PCへのインストール等の調整

7 支払方法

毎月末払い

8 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (ア) 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

- (4) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積りを作成すること。

9 その他

- (1) 規格仕様は、参考例示品と同等以上とする。
同等商品の場合は、事前に資料、カタログ等を添付し、承認を得ること。
- (2) 見積書には、保守料金（翌営業日訪問修理）を含んだ賃貸借料（月額）を表示すること。
- (3) 撤去予定のパソコン及び納入するパソコンのウィルスバスター（ビジネスセキュリティクラウド）の設定が発生する場合には、担当者と協議して対応すること。
- (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。
- (5) 借上げ物件の納品に当たっては、担当の指示に従い、完全に使用できる状態まで調整し、設置すること。
- (6) 指定の場所に、搬入、据付、調整、配線作業の一切を行うこと。
- (7) 契約期間の満了に伴う借上げ物件の撤去にかかわる費用（データ消去作業含む。）と、原状回復にかかわる費用は受託者の負担とする。ただし、期間満了などによる撤去の必要性が生じるまで費用負担は発生しないものとする。
- (8) 賃貸借料及び保守料については、設置施設ごとに指定口座より引き落とし又は請求するものとする。

10 問合せ先

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局 担当：櫻井
電話：048（930）0311